

学校だより

Steps to the next 10years

# 高き松の子

令和3年度 第41号

○志が高い子 ○知識・技能が高い子 ○意識が高い子

喜多方市立第三小学校 令和4年2月4日(金)

文責 校長 笠原 聡

## いよいよ2月 ～健康に注意を！～



早いもので、今週から2月に入りました。今週は、雪が降り、気温の低い日が続いています。例年2月は寒さが最も厳しい時期となります。

先週からの新型コロナウイルスの感染拡大により、お子さん本人や家族の方などに発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養（待機）することとなり、出席停止の子が増えてきました。これまでお知らせしたとおり、学校では、感染症対策として、子どもたちに対して「マスクの着用」「うがい・手洗い」「手指の消毒」の徹底を図っています。今後も予防対策を続けていきますので、ご家庭でも、「うがい・手洗い」「登校時や外出時のマスクの着用」などの感染予防と「毎日の検温」や「早寝、早起き、朝ごはん」などの健康管理をお願いします。また、学校では換気のため窓などを開けておくところもありますので、暖かい服装や登下校時の手袋や帽子の着用にも注意をしていただければと思います。よろしくをお願いします。



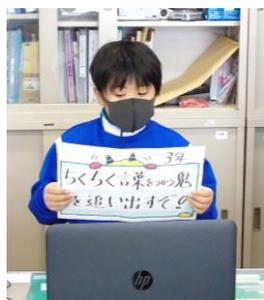
## オンラインで行いました～節分集会～

今年は、昨日2月3日が節分で、今日4日が立春になります。暦の上ではもう春です。

学校では、昨日、「節分集会」を行いました。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインで実施をしました。また、複数の学年の子の接触を減らすため、豆まきは行いませんでした。各学年の代表がそれぞれの学年で決めた「追い出したい鬼」の発表をし、児童会の企画・集会委員会の子どもたちによる「節分クイズ」を行いました。

節分は、「立春」の前日にあたります。立春は暦の上で春が始まる季節のことで、節分は、翌日から新しい季節が始まる区切りの日となります。そのため、邪気や悪いものを落として、新しい年に幸運を呼び込むことを目的に、節分の行事が日本各地で行われてきたということです。その邪気や厄災などの悪いものを「鬼」として、それを追い払うために豆まきをしたということです。

この節分集会を前に、自分の追い出したい鬼を考えた学年もありました。今回子どもたちが考えた鬼は、自分の心の中にある悪い部分、直したいところのようです。子どもたちには、その鬼（悪いところ）をどうしたら追い出せる（改めることができる）のかを考えて、そして努力をしてほしいと思います。子どもたちが、自分の中の悪い鬼を追い出し（悪いところを改め）て、子どもたち一人一人が、今まで以上に良くなることを期待します。



## 学校における新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の対応について

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、県は、これまで保健所が担っていた濃厚接触者の特定について、当面の間、感染の可能性が高い同居家族と医療機関や高齢者施設などの重症化リスクのある集団に絞り込むことを決定しました。

つきましては、喜多方市教育委員会の指示により、市立の小・中学校において学校関係者に感染者が確認された場合には、学校内での感染拡大防止と児童生徒及び教職員の安全・安心を第一に考え、以下のとおり対応をいたします。

- 1 市立小・中学校においては、次に該当する児童生徒や教職員を「濃厚接触者の疑いがある」と判断します。
  - (1) 感染者と同じ学級に在籍する児童生徒
  - (2) 感染者の学級担任
  - (3) 学校生活（同学年や部活動など）において、上記(1)(2)と同等の接触があると学校長が判断した児童生徒や教職員

### 参考資料 「濃厚接触者の認定について」

- ① 感染者と同居している場合に認定される。
- ② マスクなし（正しい着用でない場合も含む）の状態で、感染者と1m以内で15分以上接触（会話など）した場合に認定される。

- 2 「濃厚接触者の疑いがある」児童生徒や教職員の自宅待機期間は、次のとおりです。
  - (1) 感染者と最後に接触があった日の次の日を1日目とし、原則7日間を自宅待機として8日目に解除する。（自宅待機を解除した後も10日間が経過するまでは、健康観察を徹底する。）
  - (2) 感染者の家族等の理由により、保健所から待機期間に関する指示があった場合には、その指示に従う。
- 3 学校は、「濃厚接触者の疑いがある」と判断した児童生徒の保護者や教職員に対して、その旨を連絡します。
- 4 「濃厚接触者の疑いがある児童生徒」と同居する家族への対応については、次のとおりです。
  - (1) 小・中学校に在籍する兄弟姉妹については、学校内での感染拡大防止を第一と考え、「濃厚接触者の疑いがある児童生徒」の自宅待機期間と同様の期間を出席停止とする。
  - (2) 父母や祖父母等、その他の家族に関する自宅待機については、勤務先の規定等を踏まえた上での保護者の判断をお願いします。
- 5 対応の期間 令和4年2月1日（火）から当面の間

- 
- お子さんや家族の方、関係者が、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者、接触者に認定された場合には、週休日（土・日）も含めて速やかに学校へご連絡ください。また、保健所等からの指示に従うようお願いします。
  - お子さんや家族の方に発熱の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状、または軽微なものでも風邪の症状がある場合には、本人および兄弟姉妹も登校させずに、自宅で休養（待機）させてください。

日々の活動の様子などを、ホームページでお知らせしています。  
どうぞご覧ください。

ホームページアドレス <https://kitakata.fcs.ed.jp/>第三小学校  
（「喜多方市ポータルサイト」でも検索可）

